

(介護予防) 通所リハビリテーション利用契約書

_____ (以下「利用者」) と 社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設つくも (以下「当施設」) は、当施設が要介護又は要支援状態と認定された利用者に行う在宅支援について次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

当施設は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護予防通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

第2条 (契約期間)

この契約書の契約期間は、利用者が (介護予防) 通所リハビリテーション利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意のもと新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の契約書の締結をもって、繰り返し当施設の (介護予防) 通所リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本契約、重要事項説明書等の改定が行われた場合は新たな本契約書に基づく同意書を提出していただきます。

第3条 (身元引受人)

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ①行為能力者 (民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ) であること
- ②弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
 - ②通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第4条 (利用者からの解除)

利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス (介護予防サービス) 計画にかかわらず、本契約に基づく (介護予防) 通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス (介護予防サービス) 計画作成者に

連絡するものとします。(本条第2項の場合も同様とします。)

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、(介護予防)通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

第5条 (当施設からの解除)

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく(介護予防)通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において非該当(自立)と認定された場合
- ②利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合(当日の時間延長を除く)
- ③利用者及び身元引受人が、契約書に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たに身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用してもらうことができない場合

第6条 (利用料金)

- 1 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、契約書に基づく(介護予防)通所リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書<(介護予防)通所リハビリテーションについて>の利用単位ごとの料金をもとに計算された月毎の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月20日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日まで支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者及び身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

第7条 (記録)

- 1 当施設は、利用者の(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供した日から5年間保存します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに

応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合
その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じない
ことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証責務の履行を請求するため必要な場合は適
用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、
利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえこれに応じます。但し利用者の
利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は閲覧、謄写に応じないことができます。

第8条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れが
ある等緊急やむを得ない場合は施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の
行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は当施設の医師がその様態及び時間、
その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

第9条（秘密の保持と個人情報の保護）

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受
人の親族に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱いま
す。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し例外として次の各号については法令
上介護関係事業者が行う義務として明記されていることから情報提供を行うこととします。

①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否情報を行政に提供する場合等）

⑥介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この
場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第10条（緊急時の対応）

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医
療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元
引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11条（事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、
協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者
及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第12条（要望又は苦情等の申出）

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する（介護予防）通所リハビリ
テーションに対しての要望は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又
は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、エレベーター前に設置する「施設長へのホッ
トメール」に投函して申し出ることができます。

相談窓口として、大阪府福祉部高齢介護室施設課、吹田市役所高齢福祉室、国民健康保険
団体連合会においても対応できます。

第 13 条（賠償責任）

（介護予防）通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第 14 条（利用契約に定めのない事項）

この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

第 15 条（契約委任）

当施設はこの契約に関することについて、施設長に委任することとします。

上記契約を証する為、本書 2 通を作成し、利用者、事業所が署名の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

【契約者氏名・施設名】

事業者 所在地 大阪府大阪市西淀川区福町三丁目 2 番 39 号

契約者名 社会医療法人 愛仁会

代表者名 理事長 高岡 秀幸

事業所 所在地 大阪府吹田市津雲台 4 丁目 7 番 2 号

施設名 社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設つくも

管理者名 施設長 山本 欣宏

説明者氏名 _____

利用者

住所 〒 _____

電話番号 _____

氏名 _____

利用者の身元引受人

住所 〒 _____

電話番号 _____

氏名 _____

契約書第 10 条 2 項緊急時の連絡先

住所 〒 _____

電話番号 _____

氏名 _____